令和2年度高知県社会福祉審議会　議事録

１　開催日：令和3年3月23日（火）18：00～19：15

２　場　所：高知共済会館　3階　桜

３　出席者：委員28名中22名出席

４　内　容：

（１）　開会あいさつ（高知県地域福祉部長）

（２）　議事

　　①第３期高知県地域福祉支援計画の進捗状況について

　　　⇒県担当課より主要な項目について進捗状況の報告を行った。

　　②地域共生社会の包括的な支援体制の構築

　　　⇒地域福祉部副部長より地域共生社会の概要や県内の事例、令和３年度に高知県が行う

重層的支援体制後方支援事業の年間スケジュール等について説明を行った。

（３）　報告事項

　　①新型コロナウイルス感染拡大により生活に困窮している方への支援について

　　　⇒県担当課より生活福祉資金特例貸付の実施状況の説明を行い、生活保護やひとり親

家庭等も含めた支援内容について、国の支援策も含めて説明を行った。

　　②専門分科会・部会の開催状況について

　　　⇒県担当課より概要及び開催状況について説明を行った。

　　③令和３年度組織改正について

　　　⇒地域福祉部より令和３年度から「地域福祉部」を「子ども・福祉政策部」に改編し、それに伴う課及び実施事業の移管について説明を行った。

【主な意見・質疑応答】

２　議事

（１）第３期高知県地域福祉支援計画の進捗状況について

（委員）

　ひきこもりの方の中には、ひきこもりの状態を選択している人もいると感じる。そのような方の背景に寄り添うサービス等の実施は難しいのか。また、ひきこもりの支援の中に、青年団

などの若者を付け加えてもらえないか。

　また、日本一の長寿県構想ということを掲げられているが、現在高知の状況は第何位ぐらいか。現状と、全国的に見たときの高知県の状況を教えてもらいたい。

（事務局）

　【ひきこもり】

　今年度、実態把握調査を行ったが、これは民生委員が知り得る範囲で管内にひきこもり状態にある方が何人ぐらいいるかを調査したもので、特に個人を特定した調査ではない。なので、今後この情報を各市町村に提供し、まず市町村による状況分析を行ったうえで、民生委員等の聞き取りなどの活動により個人を特定いただく。個人を特定した上で、ひきこもりの方には色々な状態の方がいるので、個々にアプローチし、状態に合わせた支援を行って行く。支援の検討の際、地域関係者として、青年団の方にもご協力いただきたい。また、今後各資料にも記載していく。

【日本一の健康長寿県構想】

　日本一の健康長寿県構想の目標であります健康寿命の延伸というところでは、本県は全国平均に比べるとと少し低い状況。平成28年の健康寿命では男性が71.37年、女性が75.17年となっている。この数値を全国平均まで引き上げ、伸ばしていくことを当面の目標としている。（令和５年度目標として男性1.65年以上、女性0.88年以上延伸としている。）

（委員）

　あったかふれあいセンターの整備と機能強化についての中の課題の点（課題③あったかふれあいセンター職員の確保・定着支援）について。私が会長をしている三原村社会福祉協議会においても課題と同様の状況。特に、あったかセンターの職員が全て非正規職員。せめてコーディネーターだけでも正規職員になるよう、市町村等に向けた行政指導をお願いをしたい。

（事務局）

　あったかふれあいセンターの課題について、この資料にもあるように、確かに正規職員が少なく非正規職員が多いという状況がある。あったかふれあいセンターの場合には、市町村事業で、市町村が各市町村社協等に委託をして実施をしている。あったかふれあいセンターにはコーディネーターとスタッフがおり、比較的コーディネーターの方は正規の方がスタッフよりも多い状況。市町村から社協に委託する際、人件費の関係で、役場の臨時職員等の単価に合わせるため、給与が低かったり非正規が多いという状況がある。課題について県も承知をしており、来年度県の補助金要綱を改正し、人件費を柔軟に割り振りができるような形を考えている、極力人件費を上げていけるように、長く働いていただけるように市町村とも協議をしていきたい。

（委員）

　進捗状況の全体見たときに、新しい生活様式やコロナの影響の部分をどう考えていくのか、例えばあったかふれあいセンターにしても、コロナの状況が落ち着かないときにどのような対応ができるのかと考える。全体的にコロナの影響というものを、健康長寿県構想や地域福祉支援計画の中でどういうふうに考えられてるのか、今の状況としてやはり影響があるのかというところをお聞きしたい。

（事務局）

　新型コロナウイルスの影響ということで、あったかふれあいセンターについては、緊急事態宣言が高知県にも発令をされていた時期は、通いという利用の形態については休止していた。その後、緊急事態宣言が解除された以降は三密を避ける、マスク着用、消毒の徹底を行い、通常どおりの活動に戻ってきているところ。全体を通じ感染防止対策については、県の方から　様々な事業者に対し徹底を依頼している中で、そのための衛生用品、防コロナ関係といった物については、事業者が必要としている物の配布、あるいは万が一、感染症が発生した場合に即座に提供できるような体制を取って活動いただいている。ただ、利用者側の利用控えも聞いているし、そうした方、特に高齢者においては、認知機能が低下をするといったような影響も聞こえてきている状況なので、そういった方については通いを訪問に切り替える等の支援をお願いしている。

３　報告事項

（１）新型コロナウイルス感染拡大により生活に困窮している方への支援について

（委員）

　生活保護の申請件数がこの状況の中で減っている理由や県としての分析状況も教えていただきたい。

（事務局）

　資料4の1ページにある生活福祉資金の貸付事業については、最大で200万円を貸し出すという制度であり、これは再貸付けが現在行われており、まだ継続している状況。現在、総額で70億円余り貸付けを行っており、この制度により今年度については生活保護の申請が減っていると高知県としては考えている。

（委員）

　全国的な状況はどうか。

（事務局）

　全国的にも同様の状況。

（委員長）

　今の件については、県社協も当事者であり、県社協の理事会の中で、貸付制度では限界があるとの意見があった。困窮されている方々が一時的な生活の糧にはできるが、抜本的な対応にはなってないだろう。生活保護については色々な弾力的な運用がされているが、それでも生活保護には抵抗感が非常に強い。こういう現状を踏まえてどういった困窮世帯への対応が必要か今後とも検討をお願いしたい。